



2007年2月15日 第2007-31号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : syakai@jam-union.jp

戦略的基盤技術高度化支援事業 19年度募集

公募期間：平成19年4月下旬～5月中旬

予算上の支援策である平成19年度戦略的基盤技術高度化支援事業(認定を受けた研究開発等計画を助成対象とする研究開発助成事業)に応募される場合には、3月16日(金曜)までに特定研究開発等計画の認定申請が必要です。

目的：我が国製造業者の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業のものづくり基盤技術(鋳造、鍛造、切削、めっき等)の高度化に資する革新的かつハイリスクな研究開発等を促進することを目的としています。

事業対象

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(以下「法」という。)」第3条に基づき定められた特定ものづくり基盤技術高度化指針に沿って策定され、法第4条第1項に基づき認定を受けた特定研究開発等計画を基本とした研究開発を対象としています。

対象となる「特定ものづくり基盤技術」に「粉末冶金に係る技術」と「溶接に係る技術」が追加されました。以下の19の技術が対象です。

1 組込みソフトウェアに係る技術 2 金型に係る技術 3 電子部品・デバイスの実装に係る技術 4 プラスチック成形加工に係る技術 5 粉末冶金に係る技術 6 鍛造に係る技術 7 動力伝達に係る技術 8 部材の結合に係る技術 9 鋳造に係る技術 10 金属プレス加工に係る技術 11 位置決めに係る技術 12 切削加工に係る技術 13 織染加工に係る技術 14 高機能化学合成に係る技術 15 熱処理に係る技術 16 溶接に係る技術 17 めっきに係る技術 18 発酵に係る技術 19 真空の維持に係る技術

【川下分野横断枠】

上限額	平成19年度(平成20年3月31日まで)に行う研究開発に要する費用の合計額が 1億5千万円 。
研究開発期間	2年度又は3年度。
提案要件	「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に示されている複数の産業分野における高度化目標を設定でき、かつ、複数の産業分野の川下製造業者等が研究開発に参画していること。
受付窓口	各経済産業局等(別添、各経済産業局等担当課一覧参照のこと。)

【一般枠】

上限額	平成19年度(平成20年3月31日まで)に行う研究開発に要する費用の合計額が 6千万円 。
研究開発期間	2年度又は3年度。
提案要件	なし。
受付窓口	各経済産業局等(別添、各経済産業局等担当課一覧参照のこと。)